

水路

～ 審判員心得 ～

1. 競技会の成否は審判員によって決まる
2. 審判員とは失格をとることが任務ではない
3. 審判員は競技規則・使用機材に精通していることが大切である
4. 競技規則に基づき、公正・公平・安全をモットーとする
5. 役員間の連携を密にする
6. 服装は大会ごとに決められたふさわしいものとする
7. よりよい人間関係は大きな力となる

公益社団法人日本カヌー連盟 公認審判員の手引き

<水路審判員の基本事項>

- 競技開始前には水路を点検し、最良・安全なコンディションで競技が行われるようにする。
- 浮遊物の除去等、コース内の整備に留意する。
- コース内に波を立てないように十分注意する。
- 組み合わせ表によりレーン順の選手を確認する。
- 特別なことがない限り、遅れている競技艇の進行を妨げないこと。
- 競技中、不測の事態によって競技を中断するときは、先頭選手の前方へ行き、赤旗を左右に振りながら「止まれ、止まれ」と大きくコールする。
- 審判艇には、水路審判員、書記及び審判艇乗務員以外は乗艇できない。

違反があった場合

当該レース終了後

→決勝審判長に赤旗で掲示。

→その状況を詳細に(航路・違反の事象・隣のレーンの

艇の位置などを具体的に)記録する。

→無線により競技委員会(競技本部)へ違反の報告を行う。

☆無線で違反報告を行う際の要領例☆

こちら 2 号艇より、

ただいまの第 13 レース、

第 3 レーンの選手(艇)が、

ゴールより 300m から 250m 付近まで

艇(パドル) が、

4 レーン側へ出ました。

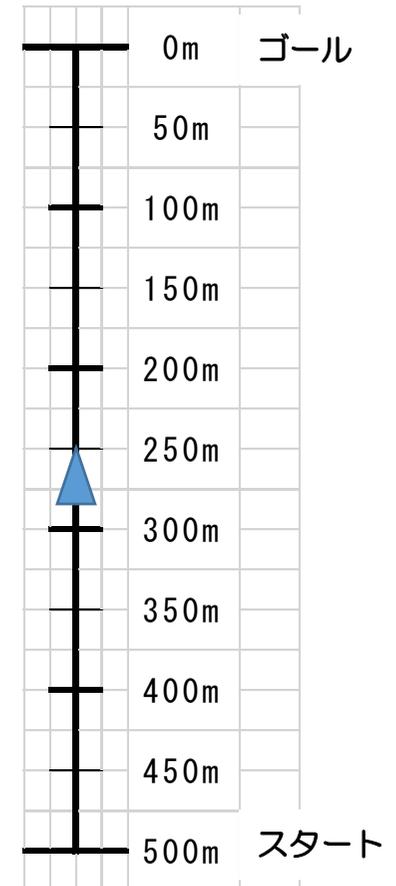
なお、4 レーンの選手には影響ありませんでした。

違反がなかった場合

当該レース終了後

→決勝審判長に、白旗を垂直にあげて振る。

→決勝審判長から確認の旗の提示を受ける。



※ 距離の測り方は、
ゴールから0mとする。

〈どの審判艇か〉

〈どのレースか〉

〈誰が違反したか〉

〈どこの位置か〉

〈何が〉

〈どのような違反か〉

〈他に影響があったか〉

